



目的

省エネを目的に設備導入費用の一部を補助し、町内で利用されるエネルギー効率を向上させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進する

補助対象機器

空調機器（エアコン）、電気式給湯器（エコキュート）
（いずれも省エネ基準達成率100%以上の機器が対象）

補助対象経費

機器の購入及び設置に要する経費（稼働に必要な付帯設備含む）但し消費税及び処分費を除く

補助率

補助対象経費の3分の2（千円未満切捨）

補助要件

以下の全てを満たす必要があります

- ・町内に住民登録のある方（実績報告時点）
- ・町内の事業者が発注して町内の住宅に設置すること
- ・その他の補助金や助成金等を受けていないこと
- ・うちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること
- ・省エネ家電の必要電力は再エネにより賄うこと
- ・町税等を滞納していないこと
- ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと
- ・補助対象機器は新品に限る
- ・買換えの場合、既存機器が省エネ基準達成率100%以上の機器でないこと

お問い合わせ先

黒潮町役場 環境政策室 0880-43-2119（直通）

よくあるご質問

Q.既に設置している機器は補助の対象となる？

A.対象となりません。交付決定後に着手してください。
（令和8年度より手続が変更されました）

Q.着手とは？

A.設置工事または機器購入のいずれか早い日です。

Q.事業所への設置は対象となる？

A.対象となりません。住宅のみです。

Q.住宅兼店舗への設置は対象となる？

A.住居部分へ設置する場合に限り、対象となります。

Q.この補助制度はいつまでである？

A.令和8年度で終了する見込みです。

補助の流れ

以下、手続の流れ

- ①交付申請
- ②交付決定
- ③発注
- ④設置完了
- ⑤実績報告
- ⑥補助金支払い

※⑥は受領委任も可
（施工業者へ直接払）

